第４章　防災指針

４－１　災害リスクの整理・分析

（１）防災指針の考え方

防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針です。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するなどの対策が必要となりますが、洪水、雨水出水による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を全て居住誘導区域から除外することは現実的に困難であると想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外することに限界があります。

そのため、居住誘導区域における災害リスクを可能な限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことで、居住誘導区域内から除外することなく、まとまりのある居住地を確保し、コミュニティの維持・増進を図ることとします。

（参考）国土強靭化地域計画、地域防災計画との違いについて

「防災指針」と同じく地域の防災に関する計画として、「国土強靭化地域計画」、「地域防災計画」があります。「国土強靭化地域計画」は、大規模自然災害等によるリスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に陥らないよう平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフトの取組をまとめた計画です。

一方、「地域防災計画」は、地震や風水害、火災などに対応した防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

「防災指針」は、居住誘導の観点から防災対策を定めたもので、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置づける計画です。

（２）防災指針の検討手順

防災指針は、下記のフローに即して検討します。

①　災害リスクの整理
各種災害ハザード情報を整理

↓

②　防災上の課題の整理
各種災害ハザード情報を重ね合わせ、災害リスクの高い地域を抽出し、防災上の課題を整理

↓

③　防災まちづくり取組方針の検討
防災上の課題を踏まえ、災害ハザードエリアにおける防災まちづくりの考え方を整理し、リスク回避・低減のための取組の方針を検討

↓

④　具体的な取組の検討
取組方針を踏まえ、上位・関連計画等との整合・連携を図りながら、ハード・ソフト両面から具体的な取組施策及びスケジュールを整理

（３）災害リスク

１）整理したハザード情報

整理したハザード情報及び出典は、下表のとおりです。

表　災害リスク分析で用いるハザード情報

災害種別	ハザード情報	根拠法等	データ出典
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害防止法 （平成 12 年法律第 57 号）	土砂災害ポータルひろしま （令和５(2023)年４月）
水災害	浸水想定区域 （計画規模） （想定最大規模）	水防法 （昭和 24 年法律第 193 号）	洪水ポータルひろしま （令和４(2022)年９月）
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （想定最大規模）	同上 洪水浸水想定区域図 作成マニュアル	広島県資料 氾濫流、河岸浸食 （令和４(2022)年９月）
	内水・河川氾濫 （既往災害）	―	世羅町資料 （平成 30(2018)年７月豪雨）
地震災害	揺れやすさマップ	地震防災対策特別措置法 （平成７年法律 111 号）	広島県 DoboX
	液状化指標値	ある地点の液状化の可能性を判断するための指標	
地形災害	ため池	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 （平成 31 年法律第 17 号）	広島県 DoboX 農林_ため池基本情報_2022-03-02、2022-06-27
避難施設	避難所、緊急避難場所	災害対策基本法 （昭和 36 年法律第 223 号）	世羅町地域防災計画 （令和４(2022)年３月）

２）災害リスクの状況

ア）土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、用途地域の縁辺部を中心に分布しています。このうち、芦田川右岸側の今高野山通り周辺は、土砂災害特別警戒区域を含み、土砂災害警戒区域が広く分布しています。

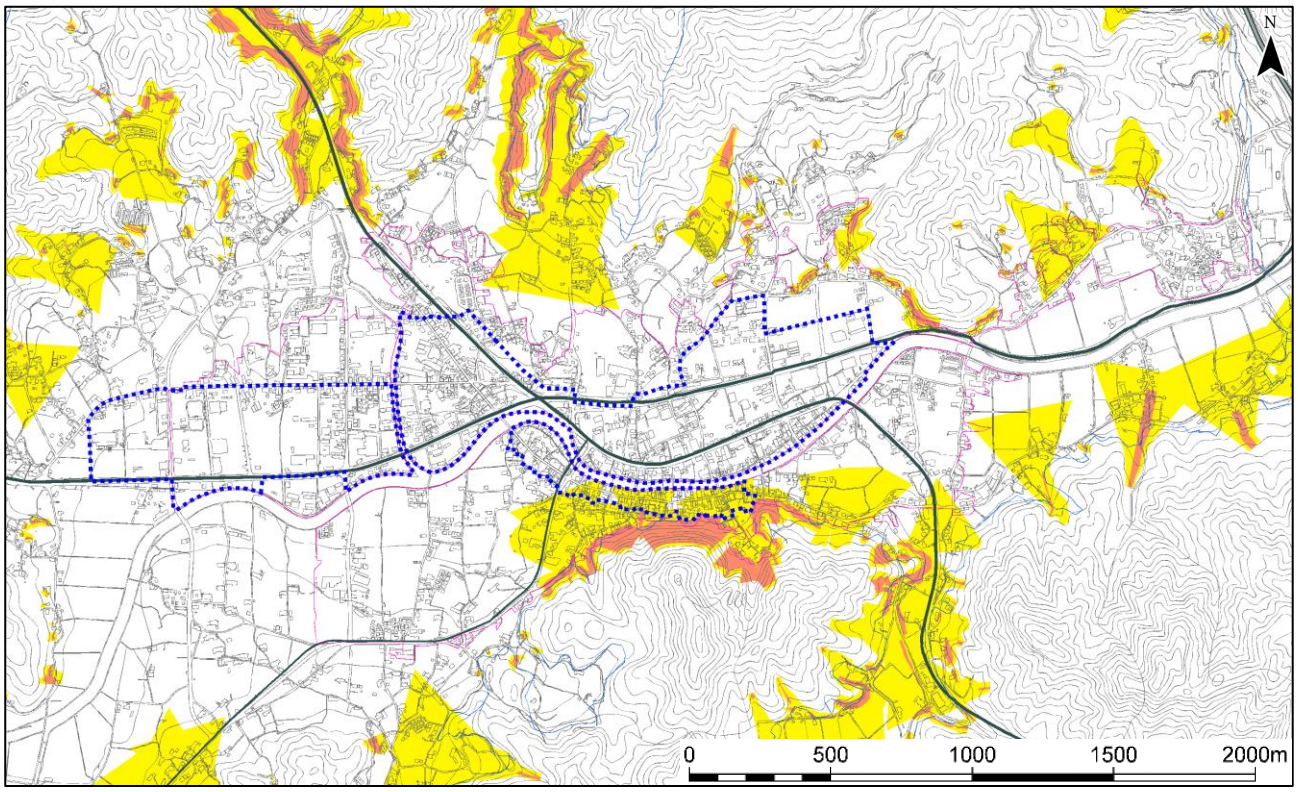

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域・土砂災害警戒区域の設定範囲（イメージ）

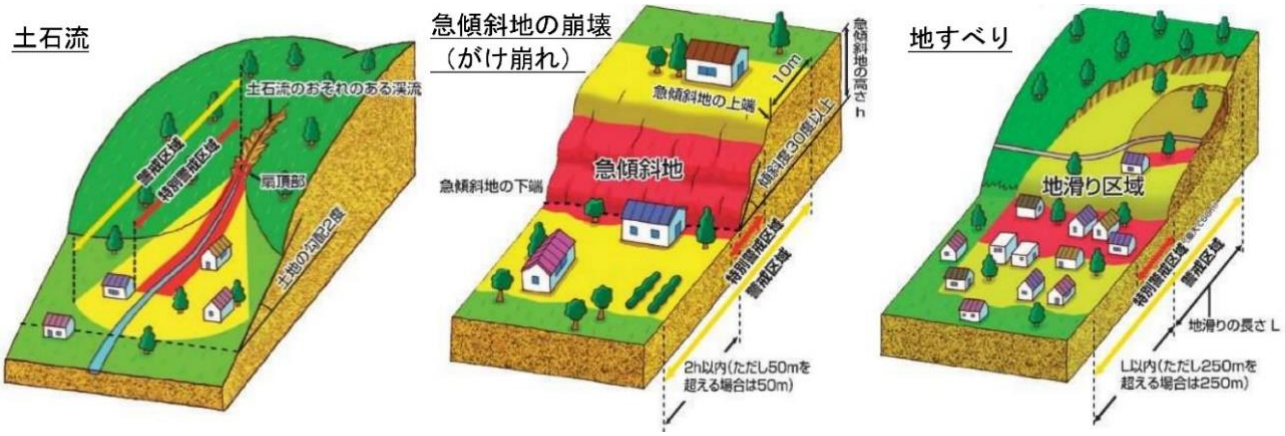

※土砂災害警戒区域等は、地形、地物の変化状況によっては区域の範囲の変更や指定区域の解除の可能性がある

出典：土砂災害から身を守るために（令和３年３月　広島県砂防課）

土砂災害警戒区域等について

種　類	概　要	規制･対策等
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域	**１.警戒避難体制の整備** 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。 【世羅町】 **２.宅地物件取引における措置** 宅地・建物の売買又は交換及び賃借の契約にあたり「区域内か否か」について、重要事項説明が義務づけられる。【宅地建物取引業者】
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域	上記に加えて、 **３.特定の開発行為に対する許可制** 住宅宅地分譲や要配慮者利用施設を建築するための開発行為には、許可が必要となる。【広島県】 **４.建築物の構造規制** 居室を有する建築物は建築確認申請の対象となり、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか、建築主事の確認が必要となる。 【建築主事を置く地方公共団体】 **５.建築物の移転** 著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告が図られる。【広島県】 **６.宅地建物取引における措置** 特定の開発行為では、都道府県知事の認可を受けた後でなければ、当該宅地の広告、売買契約の締結ができない。【宅地建物取引業者】 対象物件が、特別警戒区域内にある場合は、「特定開発行為ならびにその変更の制限」が重要事項説明として義務づけられる。【宅地建物取引業者】

出典：土砂災害ポータル広島
※【　　】は実施主体を記載

イ）浸水想定区域（Ｌ1 計画規模）

Ｌ1 計画規模とは、河川整備において基本となる降雨量で、10～100 年に１回程度の降雨量を想定しています。

浸水想定区域の計画規模（Ｌ1）では、芦田川沿いのごく一部で 50 ㎝未満の浸水エリアがみられる程度です。

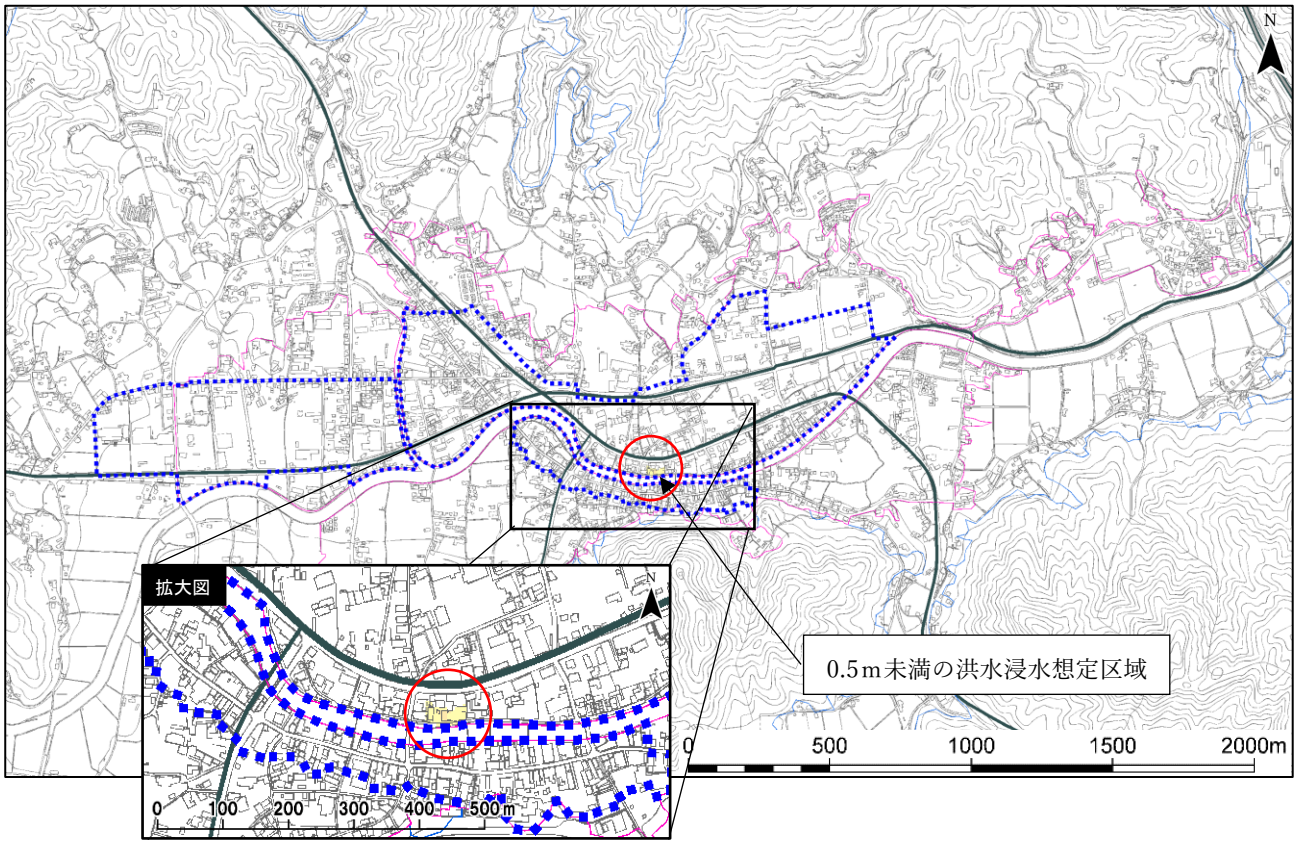

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

洪水浸水想定区域（L1）
浸水深
- 3.0m以上
- 1.0～3.0m
- 0.5～1.0m
- 0.5m未満

浸水深のイメージ

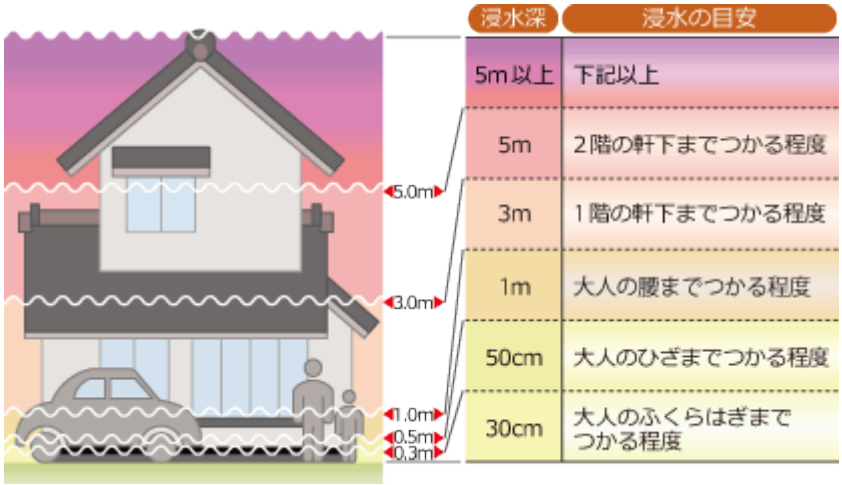

浸水深	浸水の目安
5m以上	下記以上
5m	2階の軒下までつかる程度
3m	1階の軒下までつかる程度
1m	大人の腰までつかる程度
50cm	大人のひざまでつかる程度
30cm	大人のふくらはぎまでつかる程度

出典：洪水ポータルひろしま

ウ）浸水想定区域（Ｌ2 想定最大規模）

Ｌ2 計画規模とは、河川整備において想定し得る最大規模の降雨量で、1000 年に１回程度の降雨量を想定しています。

洪水浸水想定の想定最大規模（Ｌ2）では、芦田川沿いを中心に浸水想定区域が分布しており、一部に３ｍ以上の洪水浸水想定区域が分布しています。

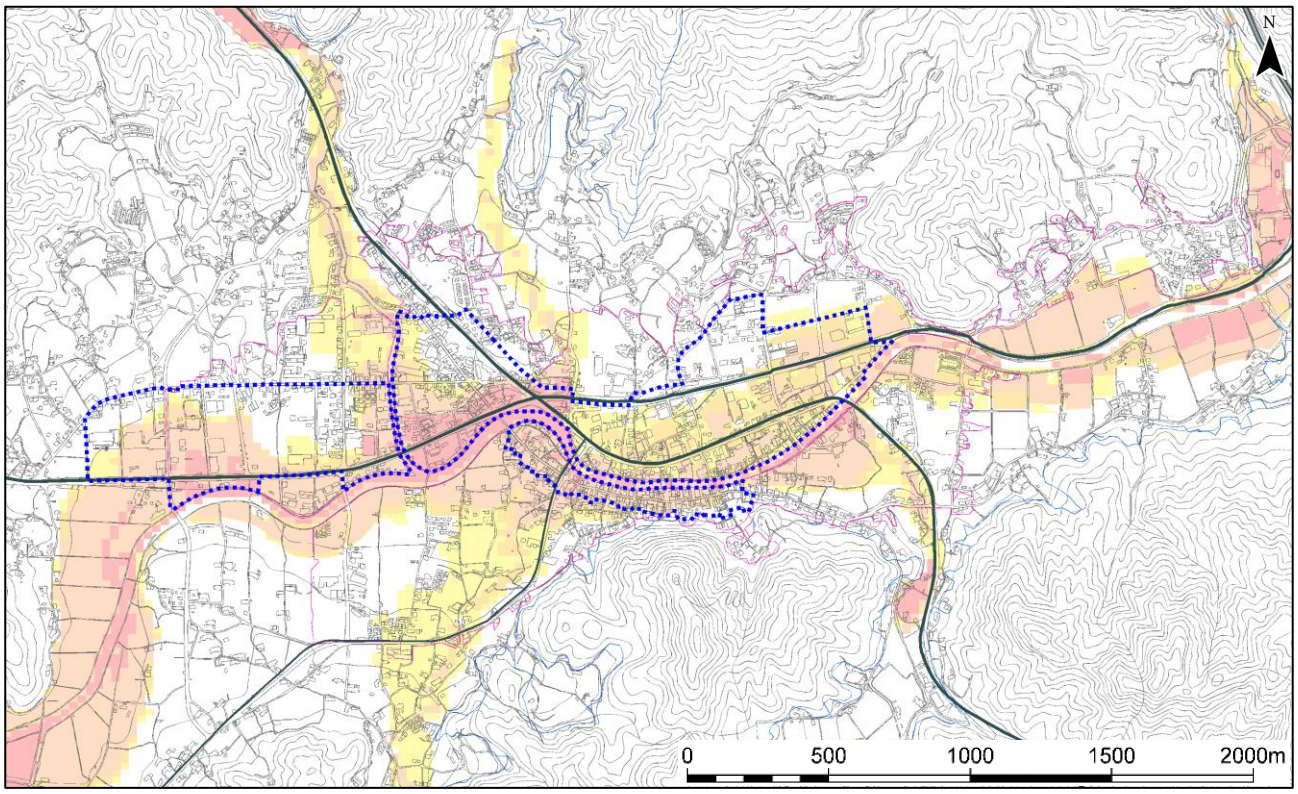

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

洪水浸水想定区域(L2)
浸水深
- 3.0m以上
- 1.0～3.0m
- 0.5～1.0m
- 0.5m未満

（想定最大規模（Ｌ2）で３ｍ以上の洪水浸水想定区域のみ表示）

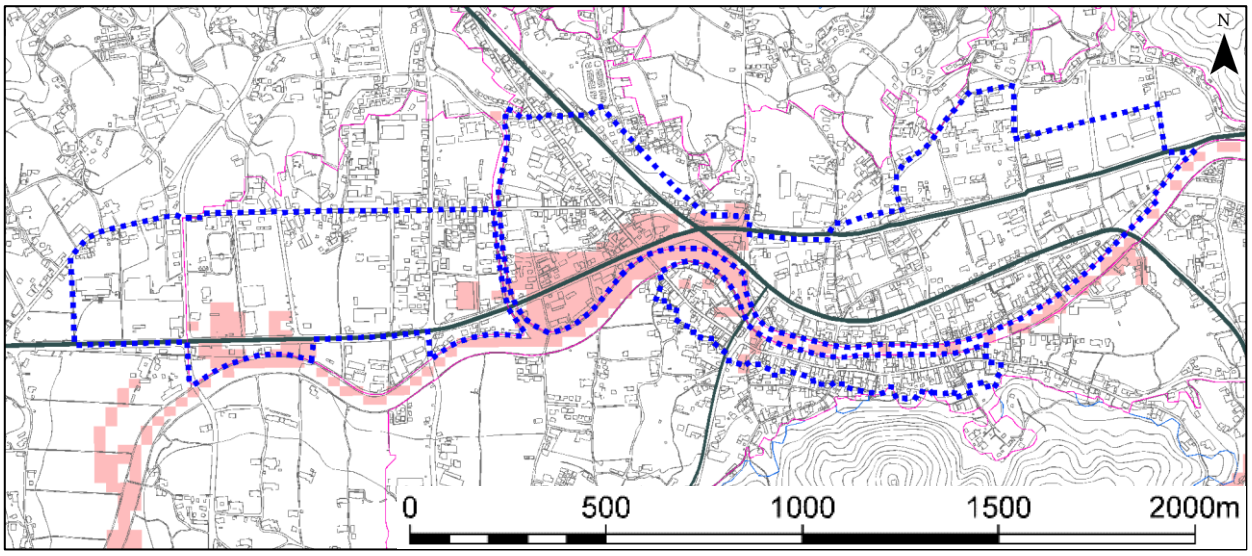

エ）家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流や河岸侵食などの外力による浸水の影響を考慮し、想定最大規模降雨における浸水継続時間や浸水深などの条件から、洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を設定したものです。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、芦田川沿いに河岸浸食による影響区域が分布しています。

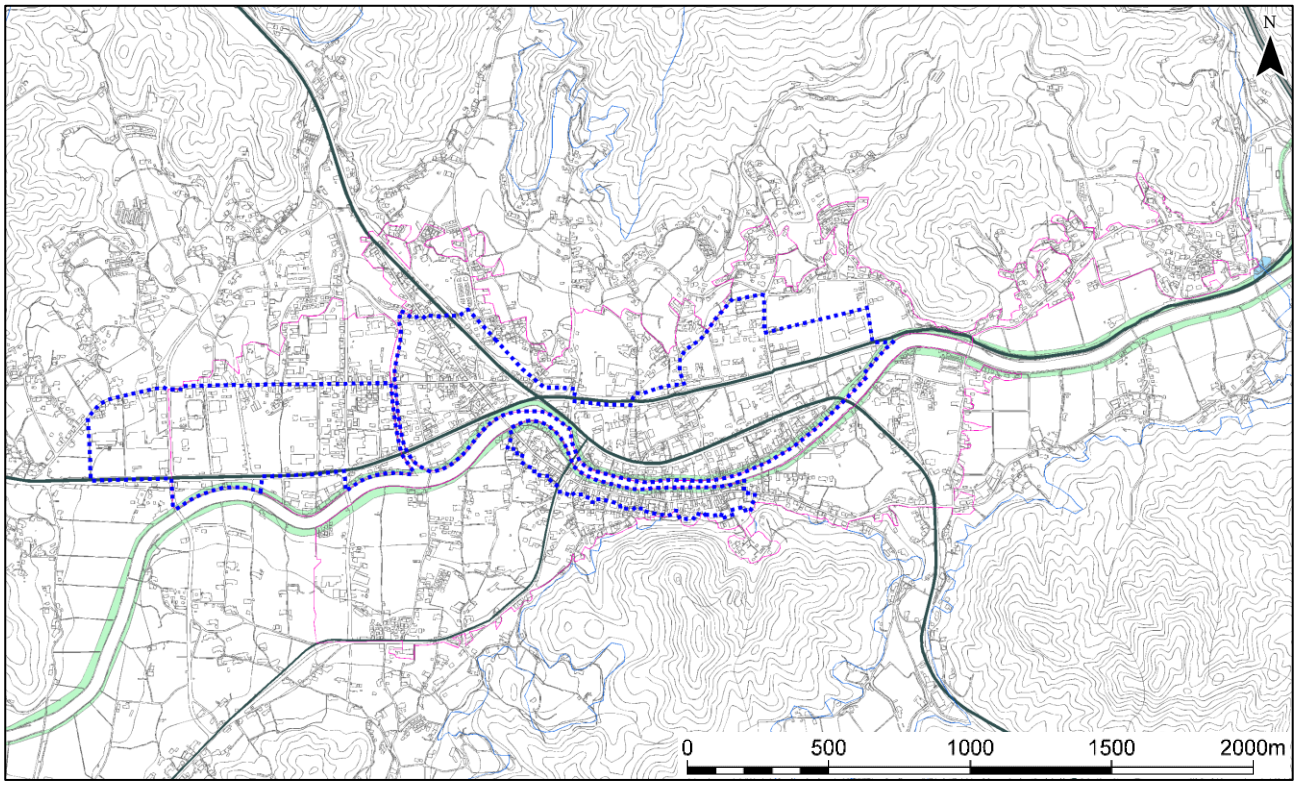

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

家屋倒壊等氾濫想定区域
- 河岸侵食
- 氾濫流

家屋倒壊等氾濫想定区域は、【氾濫流】と【河岸侵食】の２種類あります。（右図参考）
洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲で、洪水時における水平避難が必要な区域・垂直避難が可能な区域の判断等に有効な情報となります。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
・河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
・洪水時の河岸侵食により、木造･非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

河岸侵食により家屋倒壊した状況

出典：国土交通省資料

オ）過去の災害実績

過去の災害実績（平成 30(2018)年７月豪雨の浸水実績）は、芦田川沿いや支川沿いを中心に分布しており、芦田川より南側の旧街道沿いにも多く分布しています。

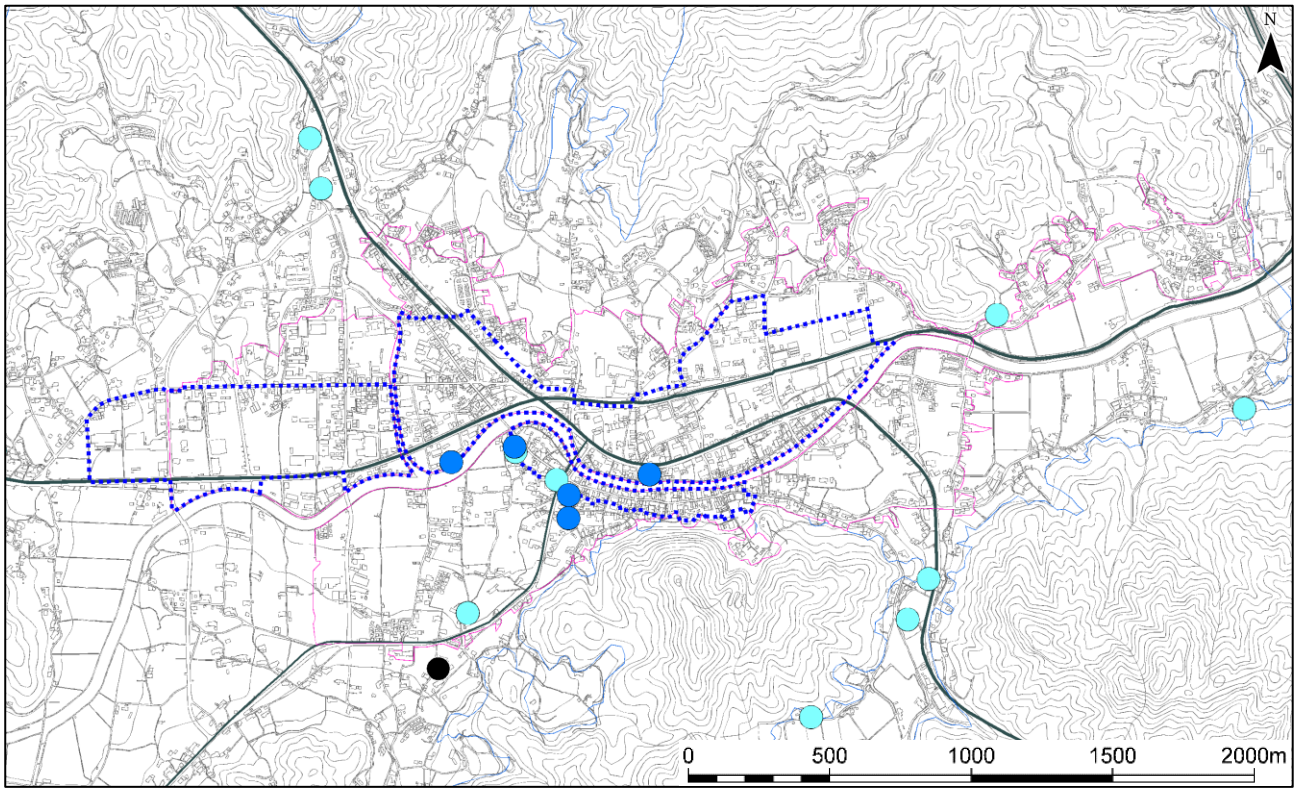

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

浸水実績
- 床上浸水
- 床下浸水
- 一部損壊

カ）液状化指標値（PL 値）

液状化による被害発生の可能性がある区域（5＜PL≦15）※1 が都市計画区域の北部、西部を中心に広がっています。用途地域内の多くのエリアは、相対的に被害発生の可能性が低い状況です。

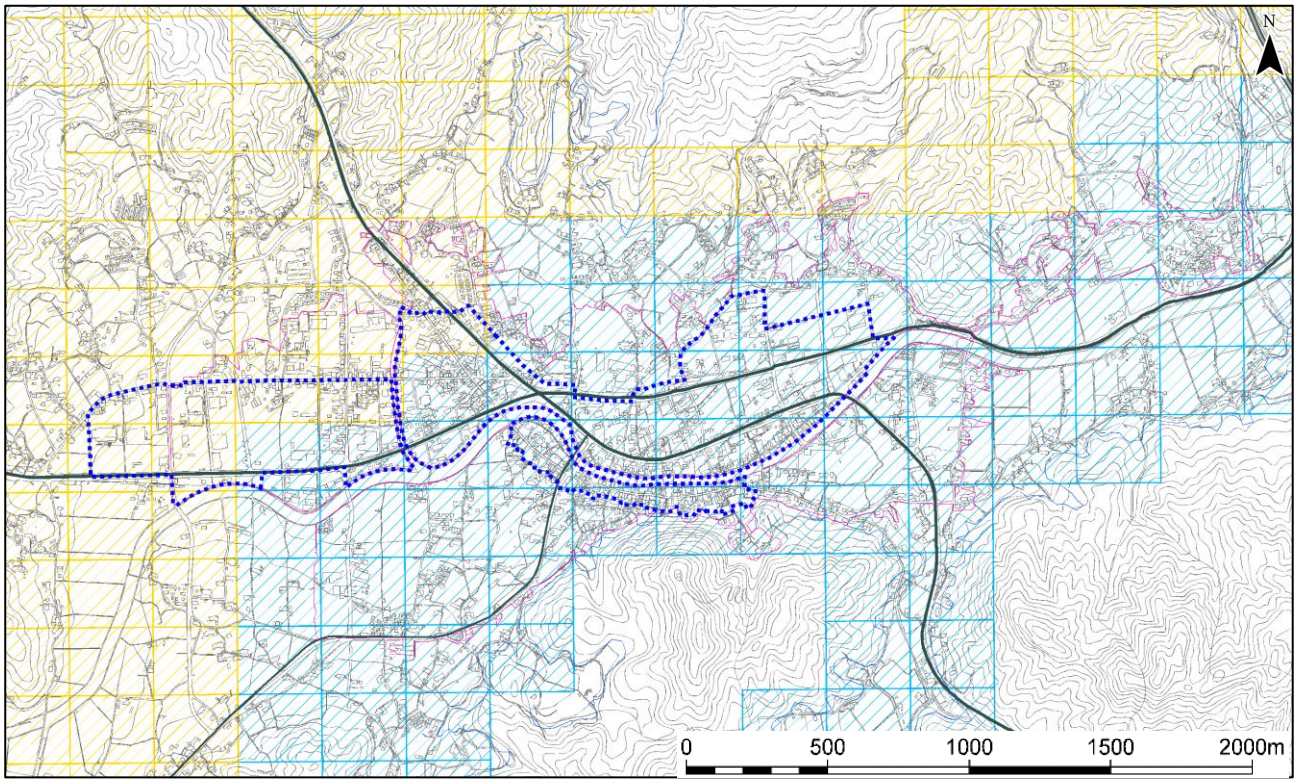

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

液状化指標値（PL値）
- 5＜PL≦15
- 0＜PL≦5
- PL=0，対象外

※1 PL　液状化危険度判定区分

（PL ＝0：液状化の危険性はかなり低い／0＜PL ≦5：液状化の危険性は低い／5＜PL ≦15：液状化の危険性が高い）

キ）ため池浸水想定区域

ため池浸水想定区域は、用途地域を含む広いエリアに分布しています。ただし、2.0m を超えるような区域はなく、大部分が 0.5m未満です。

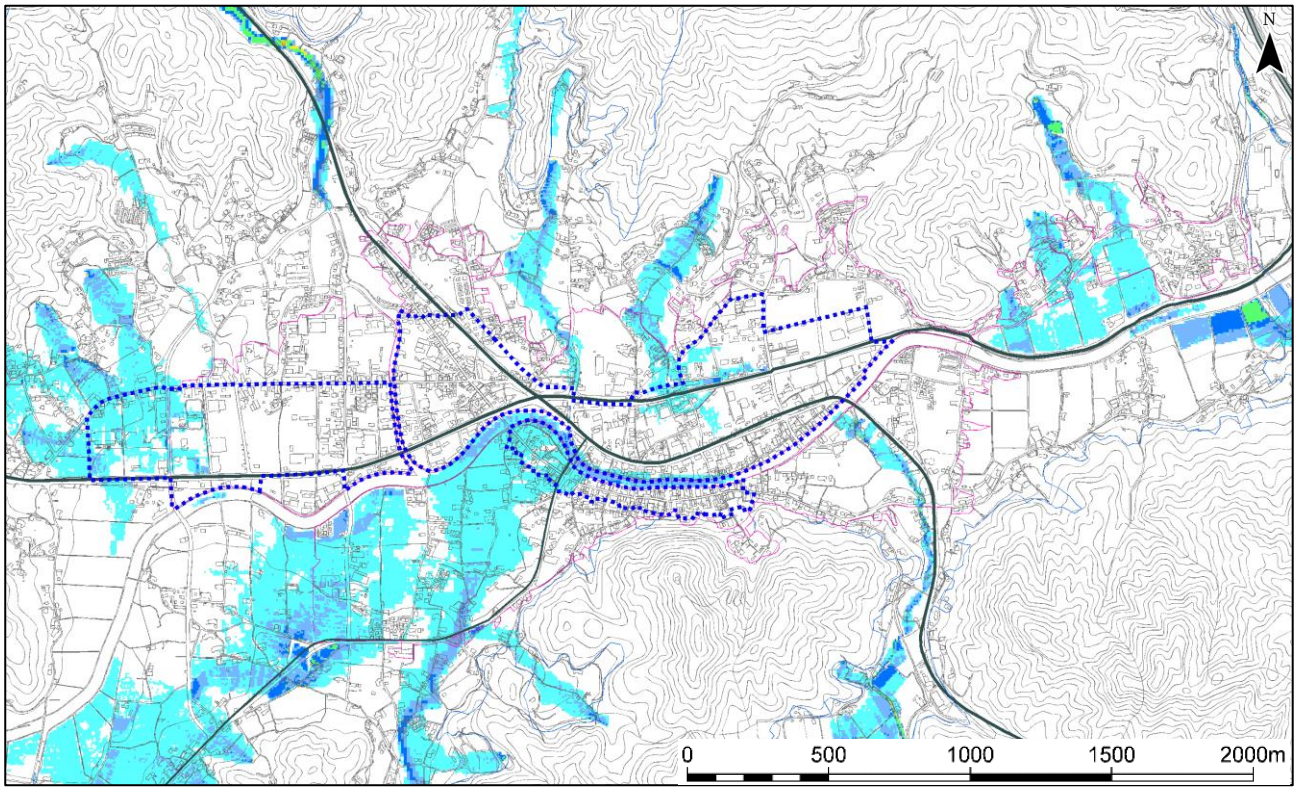

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

ため池浸水想定区域
浸水深
- 5.0m以上
- 3.0～5.0m
- 2.0～3.0m
- 1.0～2.0m
- 0.5～1.0m
- 0.2～0.5m
- 0.2m未満

ため池は、農業用水（全体の約３割）の確保という役割を担うとともに、洪水調節、地下水涵養、親水空間の提供といった多面的な機能を有するなど、重要な地域資源にもなっています。

一方で、これらのため池の中には、江戸時代以前に築造されたものが多く、老朽化が進んでいる状況であり、さらに近年の局地的な豪雨の頻発や大規模地震の発生が懸念される中、ため池の安全性の確保が課題となっています。

また、ため池の維持管理の多くは、農家（受益者）が担っている状況であり、農家数の減少や高齢化により、きめ細かい管理が困難になっています。

出典：広島県農業基盤課ＨＰ

ク）避難場所・避難所

世羅町には、指定緊急避難場所が 25 か所、指定避難所が 36 か所整備されています。

このうち都市計画区域内に、指定緊急避難場所が 6 か所、指定避難所が 7 か所整備されています。

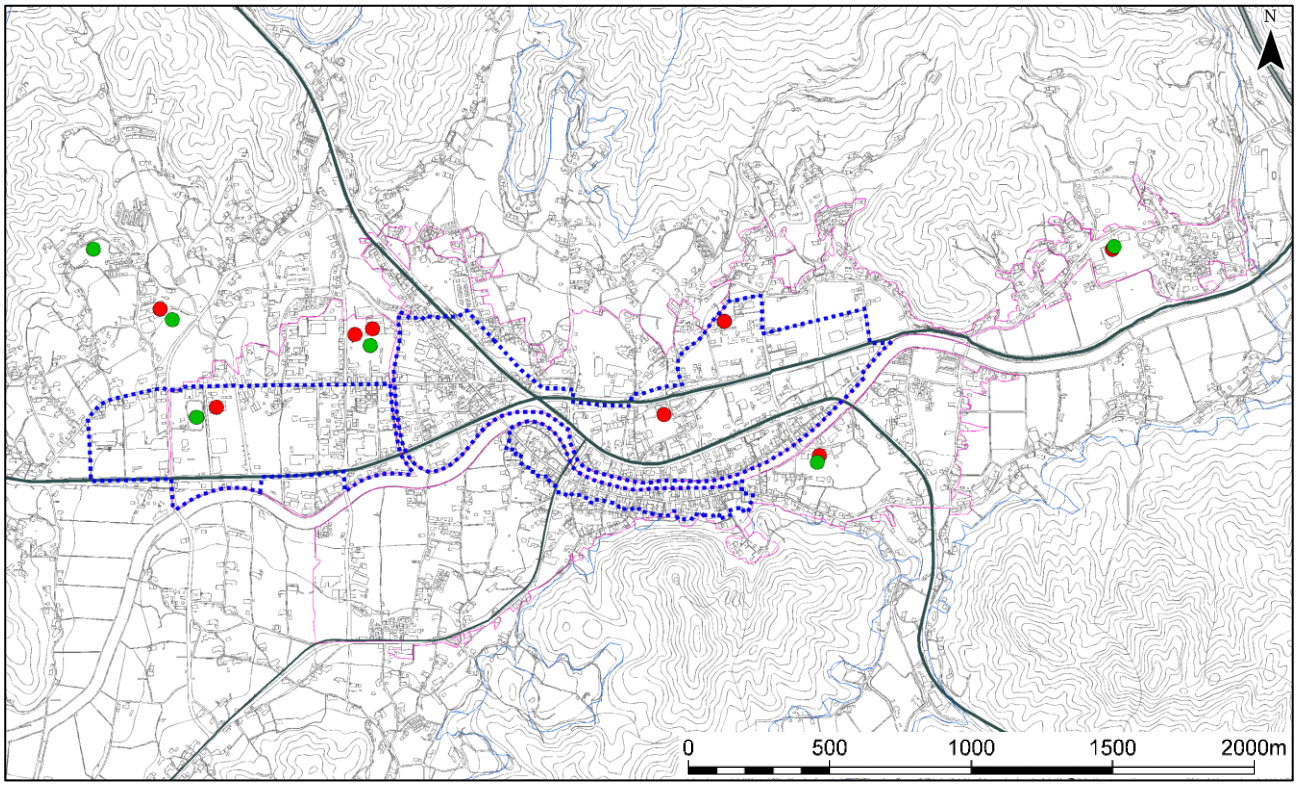

凡例

都市計画関連区域
- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 居住誘導区域

避難場所・避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所

（４）防災上の課題

整理した災害リスク情報を重ね合わせ、世羅町都市計画区域内における防災上の課題を整理します。

災害の種類	課題・留意事項	主な対象地区
土砂災害	・土砂災害警戒区域は、用途地域の縁辺部を中心に分布し、今高野山通り周辺など土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所もある。 ・居住誘導区域の指定に当たっては、土砂災害特別警戒区域を除外するとともに、土砂災害警戒区域についても、安全対策に留意したうえで、扱いを検討する必要がある。	・用途地域の縁辺部 ・今高野山通り周辺
水災害	・河川氾濫による浸水想定区域は、Ｌ1（計画規模）では影響がごくわずかであるが、Ｌ2（想定最大規模）では、用途地域内に３ｍ以上の洪水浸水想定区域が分布している。 ・Ｌ2（想定最大規模）の浸水想定区域は、芦田川沿いに広く分布しており、過去の災害実績（平成 30(2018)年７月豪雨の浸水実績）もあることから、居住誘導区域の指定に当たっては、安全対策について十分留意する必要がある。 ・また、芦田川沿いに河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域が分布しており、河川改修の促進や市街地の安全対策が必要である。	・芦田川沿い ・国道 432 号沿いの一部
地震災害	・液状化による被害発生の可能性がある区域（5＜PL≦15）が用途地域縁辺部を含み、都市計画区域の北部、西部に広がっている。 ・居住誘導区域の指定に当たっては、用途地域縁辺部について、安全対策を考慮する必要がある。	・用途地域北部の縁辺部
地形災害	・世羅町の都市計画区域内には、大規模盛土造成地は分布していない。 ・ため池浸水想定区域は、用途地域を含む広いエリアに分布しているが、2.0ｍを超えるような区域はなく、大部分が 0.5ｍ未満である。 ・居住誘導区域の指定に当たっては、ため池浸水対策にも配慮が必要である。	・東神崎地区

■世羅町都市計画区域における防災上の課題図

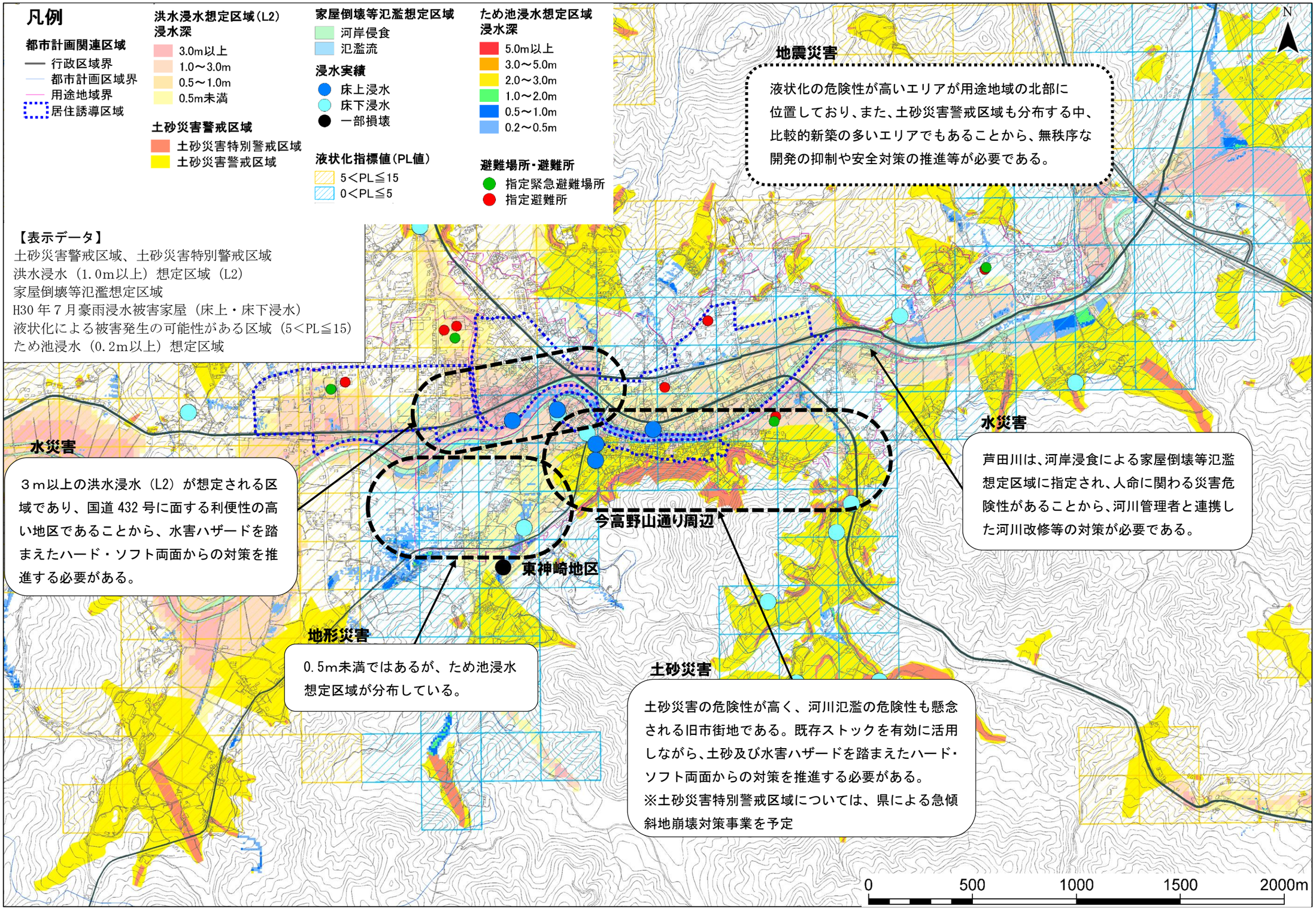

４－２　防災まちづくり

（１）防災まちづくり取組方針

１）基本的な取組方針

災害リスクが存在する区域については、これまでに整理・分析した人口や土地利用の動向などの地域特性を踏まえ、コミュニティの維持や、利便性、快適性などの様々な観点からまちづくり全体との総合的なバランス、リスクの大きさに対する都市的土地利用を継続していくことの意義などを考慮し防災まちづくりの取組方針を決定します。

また、世羅町国土強靭化地域計画に掲げる基本目標、世羅町都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの基本方針に基づき、防災まちづくりに取組みます。

世羅町国土強靭化地域計画【基本目標】

① 人命の保護が最大限図られること
② 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
④ 迅速な復旧復興に資すること

世羅町都市計画マスタープラン【まちづくりの基本方針】（抜粋）

安全で快適に暮らせる生活基盤の確保 ・災害から町民の生命と財産を守り、子どもから高齢者にいたる、だれもが住みやすさと利便性を実感できる生活基盤を確保する

【防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ】

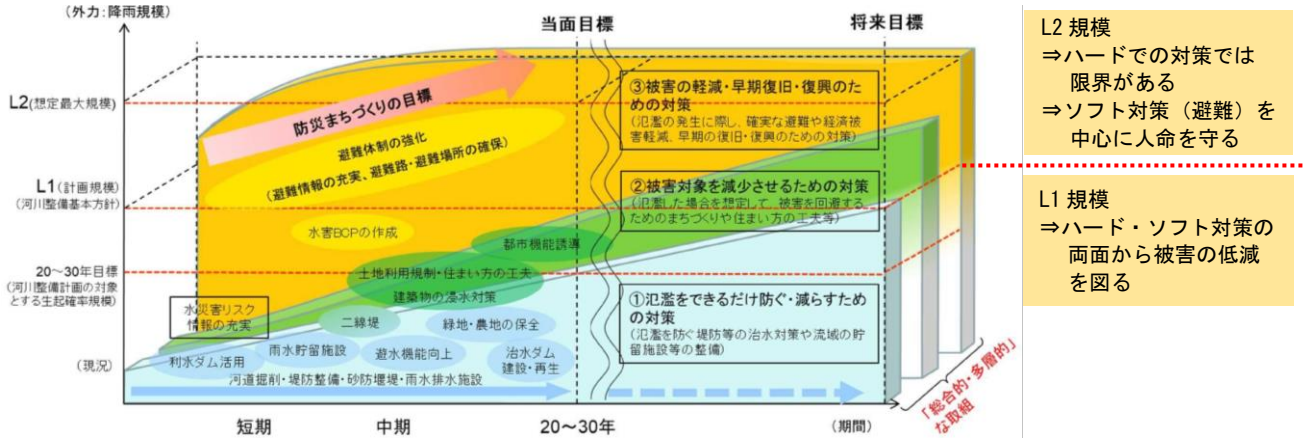

（国交省 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインに加筆）

※計画規模（L1 規模）：10～100 年に１回程度の降雨量を想定した洪水浸水想定区域

想定最大規模（L2 規模）：1000 年に１回程度の降雨量を想定した洪水浸水想定区域

２）ハザードごとの取組方針

防災上の課題や基本的な取組方針をもとに、各ハザードの取組方針を整理します。

災害の種類	方針	主な対象地区
共　通	・災害リスクの高い地域での開発や新築を抑制するとともに、リスクの低い地域への居住・都市機能の誘導を推進する。 ・住民が安全・安心で円滑な避難ができるよう、避難施設及び避難路の充実に努める。 ・多様な情報発信手段により、町民の防災意識の高揚を図る。 ・地域における防災体制を強化する。 ・ライフラインの更新を進めるとともに、発災時、早期復旧を図る。	－
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、災害リスクを回避するため誘導区域へ含まず、既存の住宅がある場合は、宅地開発の抑制や移転などを支援する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」を必要に応じて活用するなど、安全な場所へ居住を促す。 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、人口密度が高く利便性の高い地域へ分布しており、地域特性やまちづくりの観点から、居住誘導区域へ含め、防災機能の充実を図るとともに、居住者等への周知を行うなど、ソフト面から安全対策を推進する。	・用途地域縁辺部 ・今高野山通り周辺
水災害	・浸水想定区域（想定最大規模 L2）における３m以上の洪水浸水想定区域が市街地の中心部の幹線道路沿いに、また家屋倒壊等氾濫想定区域が芦田川沿いに位置しているが、全ての範囲を誘導区域へ含めないことは、都市のつながりや利便性の観点から困難である。又、ハード対策では限界があることからソフト対策（避難）を中心に推進する。 ・浸水想定区域（計画規模 L1）については、浸水深 0.5m未満の箇所が一部見られる程度であり、誘導区域から除外せず、防災指針に示すハード、ソフト対策を推進する。	・芦田川沿い ・国道 432 号沿いの一部
地震災害	・いつどこで発生してもおかしくないとの基本的な考え方に基づき、住宅や不特定多数の人が利用する施設等の耐震化や避難路の安全確保を促進するとともに、命を守る行動の重要性について、町民に周知する。	・用途地域北部の縁辺部
地形災害	・市街地を取り囲むように分布するため池に留意し、被害の低減を図る観点を中心に対策を推進する。	・東神崎地区

（２）具体的な取組・スケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づき、災害リスクの回避、災害リスクの低減に関する具体的な取組を設定します。

災害リスクの回避
災害時に被害が発生しないようにするための取組

災害リスクの低減（ハード）
対策の程度によっては災害発生を防ぐことができる取組

災害リスクの低減（ソフト）
発災時、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興を図るための取組

■具体的な取組・スケジュール

分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施中	スケジュール 短期（5 年）	中期（10 年）	長期（20 年）	ハード	ソフト
災害リスクの回避	安全な場所への居住誘導	ハザードエリアにおける宅地開発や新築の抑制	県、町	○					○
		ハザードエリアから居住誘導区域への住宅移転の支援、勧告	国、県、町						○
	ハザードエリアにおける防災対策	国・県との連携による土砂災害警戒区域における砂防事業の促進	県	○				○	
		土砂災害特別警戒区域内の既存住宅へ土砂災害対策改修工事を支援	町					○	
災害リスクの低減	安全・安心･円滑な避難	安全な避難施設・避難路の確保	町	○				○	
		災害ハザード情報の周知や防災・避難情報の伝達	町	○					○
	地域防災体制の強化	消防団や自主防災組織の活動支援	町	○					○
		防災士養成講座受講者支援	町	○					○
	ライフラインの早期復旧	水道管、下水管の耐震化	町	○				○	
		浄化槽台帳の整理・充実	町	○					○
	建築物等の安全対策	公共建築や住宅の耐震化の促進	町	○				○	
		危険なブロック塀の点検・除去	町	○				○	
		空家適正管理の啓発 老朽危険空家の除去支援	町	○				○	○
	災害に強い都市基盤の整備	災害に強い道路ネットワークの構築	県、町	○				○	
		公共土木構造物やため池等の老朽化対策	県、町	○				○	
		消防利水施設の計画的配置・整備	町	○				○	